

固定資産評価審査委員会委員 貫洞さん、齋藤さんを再選任



9月15日に開催された第3回山田町議会定例会で、町固定資産評価審査委員会委員に貫洞征功さん、齋藤茂さんの再選任が同意されました。任期は、令和2年10月9日から3年間です。

◆町固定資産評価審査委員会とは、3人の委員で構成。固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者から不服の申し立てがあった場合に、中立的・専門的な立場で価格が正しいかどうかを審査・決定する機関です。

新型コロナ ウイルス感 染症支援策

保険税と保険料を減免

町では、新型コロナウイルスウィルス感染症の影響による国民健康保険税と介護保険料の減免を行っています。

減免を受けるには、申請が必要です。各種申請書類は、町ホームページからダウンロードできるほか、電話・郵送で請求できます。

なお、申請方法は新型コロナウイルスの感染予防のため、原則郵送での受け付けとなります。

国民健康保険税

◎生計維持者の収入減少が見込まれる人など

▽対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少する見込みの人(前年の所得が無い人や1千万円以上の収入、事業収入などの所得以外で前年の所得の合計額が400万円を超える人を除く)

▽減免額 上記の【保険税減免額の計算方法】から算出(廃業や失業の場合、上記確認表の

300万円以下を適用)

▽申請書類 申請書および今年1月1日からの収入などの資料(退職証明書、解雇通知書、事業廃業届、給与証明書、通帳、事業帳簿など)

※減免は、申請内容を審査した上で決定します。

◎生計維持者の死亡など

▽対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人

▽減免額 全額

▽申請書類 申請書および死亡届、死亡診断書、医師の診断書などのいずれか

◆申請先・問い合わせ 町税務課 町民税係(〒028-1139 2山田町八幡町3番20号 ☎82-1311 内線111、112)へどうぞ。

【保険税減免額の計算方法】

$$\text{税額} \times \frac{\text{減免額}}{\text{減収見込みの事業収入等に係る前年所得の合計}} \times \text{減免割合(A)}$$

減免額
生計維持者及び被保険者の前年の所得合計

減免額は、減少した収入額や前年度の世帯の所得状況に下表の減免割合をかけて計算されます。

◆減免割合(A)の確認表

前年の世帯の合計所得金額	減免割合(A)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

介護保険料

◎生計維持者の収入減少が見込まれる人など

▽対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて

3割以上減少する見込みのある世帯の65歳以上の人(前年の所得が無い人や事業収入などの所得以外で前年の所得の合計額が400万円を超える人を除く)

※事業収入などは、保険金、損害賠償などにより補われる金額は控除します。

▽減免割合 減少する事業所得相当分の保険料の10分の8(廃業や失業の場合、前年の合計所得金額が200万円以下は全額)

▽申請書類 申請書および今年1月1日からの収入などの資料(退職証明書、解雇通知書、事業廃業届、給与証明書、通帳、事業帳簿など)

※減免は、申請内容を審査した上で決定します。

◎生計維持者の死亡など

▽対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の65歳以上の人

▽減免割合 全額

▽申請書類 申請書および死亡届、死亡診断書、医師の診断書などのいずれか

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課介護保険係(〒028-1139 2山田町八幡町3番20号 ☎82-1311 内線134、135)へどうぞ。